

担い手型農業公社の現状と展開方向 ——北陸中山間地域を中心として——

仁平 恒夫

中山間地域の農地と農業生産活動の維持には集落営農だけでは困難であり、農業公社等との連携が重要である。しかし、農業生産に直接関わる農業公社（担い手型農業公社）についての研究は近年ほとんどなく、中山間地域の農地保全の取り組みの強化には、農業公社研究の総括を行い、今後の農業公社の方向を明らかにする必要がある。これまでの農業公社研究は、主に中国地域の事例に限られること、公社の役割に関して立地条件及び地域営農システムとの関係の考慮が不十分である、と考えられる。本報告は、以上の観点から、全国の担い手型農業公社の活動状況を概観した上で、水田作中山間地域の代表として北陸地域の農業公社を取り上げた分析結果である。報告では以下の点を明らかにした。

第1に担い手型公社を農地調整兼務公社、事業体的公社と類型化すると、全国には平成10年時点の約110の担い手型公社のうち前者が60、後者が50とほぼ数は匹敵すること、さらに公社の立地、規模、企業形態、類型・事業内容等には地域差が大きく、具体的な公社の分析に当たっては地域性の考慮が不可欠である。また、報告で対象とした北陸中山間地域は全国でも中国、九州地域に続き、多数の農業公社が存在する地域である。

第2に、北陸地域の4町村の公社分析から準平坦で規模拡大可能な条件下では、受託農地の積極的拡大と農地団地化等の展開が可能であるが、傾斜地中山間地域では困難であること、また、集落の営農組織化が進んだ町村の農業公社は、農作業・農地保全の実行部隊機能とともに、

農地移動調整を公社が担当し、集落営農支援が基本的な機能といえる。これに対して借地拡大型の個別展開に任されてきた町村の農業公社では、農作業・農地保全の実行部隊としての機能が主であり、事業体的公社の性格が強い。以上の結果から農地調整兼務公社は集落営農が展開してきた地域で、事業体的公社は集落営農展開や農地調整機能が弱い地域でそれぞれ存在しており、公社の機能は設立時点の地域農業システムに強く規定されている。

第3に、受託農作業・受託農地耕作に関わる公社自体の今後の運営管理として、前提として地域としての「守るべき農地」の明確化・合意形成等が不可欠であり、その上で、公社の受託範囲及び引受条件の明確化、公社と担い手・集落との連携・分担システム形成の重要性を明らかにした。とくに今後は地域的・水平的な棲み分け（連携・分担）だけでなく、畦畔管理や水管理作業の再委託のような生産過程を分割した垂直的な連携・分担が重要と考えられる。また、公社の運営自体としてはブロック制及びオペレータ毎の農地担当エリア設定等、農作業実施に関わる運営改善が重要である。

第4に、新潟県内10公社の経営収支とその要因分析等の結果、事業収入による事業支出の充足割合は改善傾向にあり、収支状況の良い公社では米販売の積極的活用が共通するが、しかしなお減価償却費までカバーできていない。また、地域としての6次産業化は重要であるが、北陸地域においては公社主導での新部門導入の多角化は厳しく、米の直接販売や育苗等稲作を基礎にした垂直的多角化を主とすることが望ましいことが示された。また総じて財団等の公益法人農業公社では、制度上農業経営ができない制約が大きく、今後は農業生産法人の関連会社を設立し公社と一体的な運用を行うか、新たに自治体出資農業生産法人へ移行することが有益であること等を明らかにした。